

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

**I 現状**

**(1) 地域の災害リスク**

(台風・洪水)

平成16年9月の台風第21号では記録的な雨量を観測し、旧伊勢市では床上浸水207件、床下浸水107件の被害が発生し救助法の適用を受けている。平成29年台風第21号では、アメダス小俣観測所で最大48時間降水量が539mm(これまでの最高値400mm)となり、観測史上最高値を更新する大雨となった。市内では、死者1名、床上浸水409件、床下浸水670件、店舗、倉庫等の浸水773件の被害が発生し救助法、被災者生活再建支援法の適用を受けている。

また、宮川は多雨地帯である大台ヶ原を源流にもち、熊野灘から吹く季節風が雨雲を形成し、夏季を中心に豪雨をもたらす特性がある。流域の約8割が山地部にあたり、河川勾配が急なもの、平地部に至って急に勾配が緩やかになる点も洪水の要因になっている。宮川の下流部では、五十鈴川、勢田川が合流し、本市の市街地の平地部はこれらの河川沿いにある。その地盤高は河川の計画高水位以下であり、ひとたび氾濫すると被害は甚大となる。

(集中豪雨)

集中豪雨は、台風と双璧をなすほど気象災害のなかでも大きな被害が発生させ、伊勢市でも河川の増水、氾濫による水害が発生している。

これまでの主な集中豪雨による被害では、昭和49年7月の洪水(七夕豪雨)では、勢田川の流下能力不足と合わせ、支川からの内水氾濫により、旧市内の市街地、旧御薮村の3.051haが浸水し、旧小俣町でも外城田川の氾濫で多くの被害が発生した。

(土砂災害)

伊勢市には多数の土砂災害危険箇所が存在し、災害が発生した際に建築物に損害が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域である土砂災害特別警戒区域の指定や土砂災害が発生した際に、住民の生命又は身体に危害が生ずる恐れがある土砂災害警戒区域の指定がされている。

集中豪雨や長雨の際には災害の発生が予想され、大規模な場合は広範囲の家屋や道路等に甚大な災害が及ぶおそれがある。

(地震・津波)

南海トラフを震源とする地震発生の可能性が指摘されており、今後30年以内に南海トラフを震源とするM8~9クラスの地震が発生する確率は70%~80%程度とされている。この地震が理論上最大クラスで発生した場合、県の被害想定では伊勢市においては死者数は最大で約7,900人、全壊・焼失建物棟数は最大で約41,000棟にのぼる等、甚大な被害が想定されている。

また、南海トラフ地震以外にも、伊勢市近隣の活断層による地震被害も想定されている。

市内全域が大規模地震対策特別措置法(以下、「大震法」という。)に基づく地震防災対策強化地域に指定されており、大規模地震の発生に伴う被害が危惧されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない中、ウイルスの全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 6,635 社 (平成 28 年 6 月現在)
- ・小規模事業者数 4,893 社

### 【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	製造業	551	460	沿岸部に工業団地などあり
	卸・小売	1,872	1,287	市内に広く分散している
	その他	4,212	3,146	市内に広く分散している

※ 出典：「伊勢市の地域経済分析について」(日本商工会議所 地域振興部)

## (3) これまでの取組

### ① 伊勢市の取組

- ・地域防災計画策定
- ・地震防災強化計画策定
- ・水防計画策定
- ・南海トラフ地震防災対策推進計画策定
- ・伊勢市防災会議の開催
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・避難行動要支援者制度
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画策定
- ・業務継続計画策定

### ② 当所の取組

- ・三重大学内に設置されている「みえ防災・減災センター」からの専門家派遣による当所事業継続計画の策定
- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP 策定セミナーの開催
- ・東京海上日動火災保険(株)、中小機構との計画策定連携、セミナーの開催
- ・防災訓練の実施
- ・当所独自の感染予防対策ガイドラインを策定し、会員事業者に感染予防対策を徹底

## II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組みについて漠然的な記載にとどまり、具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。

また、本計画及び事業継続計画 (BCP) を有効活用するためには、職員への周知徹底が必要である。

## III 目標

- ・ 地区内当所会員事業所に対し、自然災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所と伊勢市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地区内において感染症発生時（「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「当所館内感染者発生期」）には、各段階に応じて速やかに拡大防止措置を行えるよう、本年度策定した当所事業継続計画 (BCP) の周知・徹底を図り、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和3年4月1日～令和8年3月31日)

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と伊勢市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

「地域防災計画」や「新型インフルエンザ等対策行動計画」等の伊勢市が策定した危機対応に関する計画及び伊勢市が様々な企業及び団体と締結している災害時の協定書等と本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

当所と伊勢市との具体的な協力体制について調整を行う。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 当所会報や市広報、ホームページ、当所主催の各種会議等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、風評に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインや当所が独自で策定した「飲食業に関する安心安全ガイドライン」に基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・ 令和2年度に事業継続計画策定済み（別添のとおり）

#### 3) 関係団体等との連携

- ・ 中小企業基盤整備機構や三重県産業支援センター、東京海上日動火災保険㈱に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを開催する。
- ・ 感染症に関しては、県や国、日本商工会議所などによる補助金や日本政策金融公庫などによる低利融資の紹介等を行う。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

#### 4) フォローアップ

- ・ 事業者のBCP取組状況の確認等
- ・ （仮称）伊勢市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、伊勢市、伊勢小俣町商工会）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度7の地震）が発生したと仮定し、伊勢市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## <2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助を第一とする。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後（震度5弱以上）1時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況〔家屋被害や道路状況等〕を当所と伊勢市で共有する。）
- ・ 当所館内における感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、館内の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。
- ・ 感染症流行により政府から「緊急事態宣言」が出た場合、伊勢市対策本部の方針に基づき、当所による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・ 当所と伊勢市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨・大雪等における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨・降雪状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

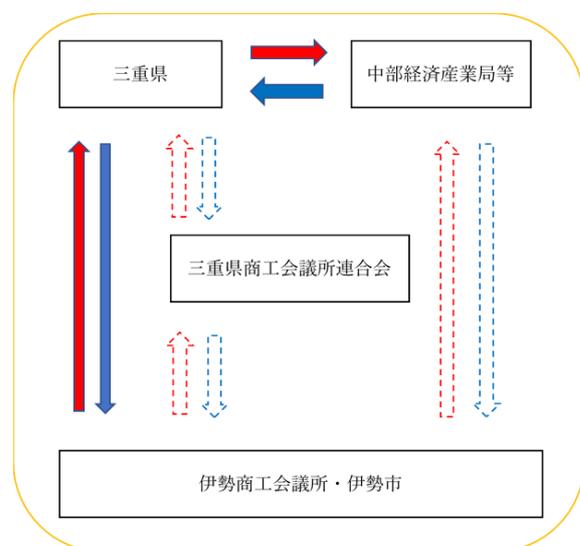
- ・ 本計画により、当所と伊勢市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1か月	1日に1回共有する
1か月以降	2日に1回共有する

- ・ 「伊勢市地域防災計画」や「伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な収集・報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域内での活動について決める。
- ・ 当所と伊勢市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当所と伊勢市が共有した情報を三重県の指定する方法にて当所又は伊勢市より三重県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当所と伊勢市が共有した情報を三重県の指定する方法にて当所又は伊勢市より三重県へ報告する。



### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、伊勢市と相談する（当所は国の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所（例：伊勢市産業支援センター等）において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、伊勢市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や特別相談窓口を開設する。

### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援する。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県等に相談する。

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

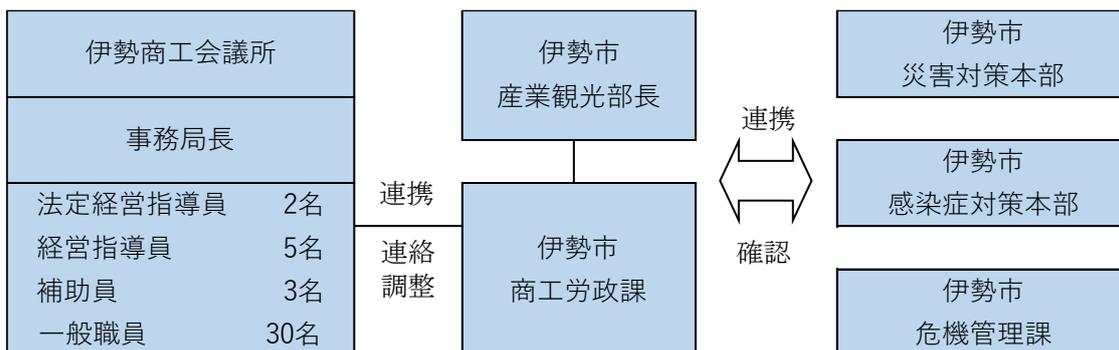
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年2月現在)

(1) 実施体制 (商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/伊勢市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会議所と伊勢市の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 江崎 明裕 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※ 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①商工会/商工会議所

伊勢商工会議所 中小企業相談所 企画振興課  
〒516-0037 三重県伊勢市岩渕1-7-17  
TEL: 0596-25-5153 / FAX: 0596-23-1151  
E-mail: kikaku@ise-cci.or.jp

②関係市町村

伊勢市 産業観光部 商工労政課  
〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1-7-29  
TEL: 0596-21-5512 / FAX: 0596-21-5651  
E-mail: syoko@city.ise.mie.jp

※ その他(必要に応じて、都道府県独自記載事項)

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	400	300	300	200	200
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	300	200	200	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伊勢市補助金、三重県補助金、その他当所事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。